



清須げんき商品券を販売します

コロナ禍の外出自粛等によって売り上げが減少し、停滞する市内経済の活性化を図るため、本市では初めてとなるプレミアム率30%を上乗せした「清須げんき商品券」総数6万冊を販売します。

購入には、広報清須今月号に同封されている「購入引換券」が必要となります。



見本

<p>第1次販売 【販売期間】 9月1日(火)～30日(水)</p>	<p>購入に際しては、購入引換券を必ず持参してください。 なお、1冊の販売額は5,000円(額面6,500円)で、購入冊数は1世帯2冊まで、使用期限は、令和3年2月28日(日)です。 販売当初は混雑することが予想されます。商品券は、1世帯2冊まで購入いただけるよう用意していますので、販売期間内に慌てず購入いただけますようお願いします。 【販売場所】 市内郵便局窓口(8局)で販売します。 枇杷島郵便局／枇杷島大和郵便局／二ツ杵駅前郵便局／須ヶ口郵便局／尾張新川郵便局／清洲丸之内郵便局／清洲郵便局／春日郵便局 【販売時間】 平日午前9時～午後5時(枇杷島郵便局のみ午後6時まで)</p>
<p>休日販売 【販売期間】 9月6日(日)・12日(土)</p>	<p>土・日曜日での購入を希望される方を対象に、2日間休日販売を行います。 購入に際しては、購入引換券を必ず持参してください。 【販売場所】 市役所南館1階 【販売時間】 午前9時～午後5時</p>
<p>第2次販売 【販売期間】 第1次販売終了後</p>	<p>第1次販売での売残り冊数に応じて、さらに購入を希望する方に第2次販売を行います。 申込方法は、次のとおりです。(7ページの上段まで続きます。)</p>

■第2次販売の申込方法

- 申込方法** 往復はがきにてお申し込みください。返信はがきが、購入引換券となります。
(記載する内容は、7ページ図を参考としてください。)
※普通はがきでのお申込みや記載面の間違い、記載事項の不備や不足がある場合は、無効になることがありますので、ご注意ください。
- 申込締切** 9月30日(水) ※当日消印有効
- 販売場所・期限** 市内郵便局で、12月18日(金)まで販売します。
- 申込対象者** 市内にお住まいで18歳以上の方
※世帯での申込人数の制限はありませんが、お一人につき、はがき1枚の申込に限ります。
- その他** 第2次販売の購入限度冊数は、第1次販売の売残り冊数と第2次販売の購入希望者数に応じ決定します。第2次購入希望者の方には、購入限度冊数を記載した返信はがき(購入引換券)を10月中旬以降に発送しますので、返信はがきが届きましたら、ご持参の上、市内郵便局にて1回に限り、記載の購入限度冊数までご購入ください。
なお、売残り冊数より購入希望者数が上回った場合は、抽選となりますので、予めご容赦ください。



■往復はがきの書き方

〈往信の宛名面〉

《返信の文面》

〈返信の宛名面〉

《往信の文面》

63 円	4 5 2 8 5 6 9
清須市須ヶ口1238番地	※何も書かないで ください
清須市役所産業課 げんき商品券係	

63 円	□□□□□□
あなたのお名前	あなたのご住所
郵便番号・ご住所	お名前
	年齢
	お電話番号

■問合せ 産業課(南館3階)

新型コロナウイルス感染症対策 清須市独自施策(追加施策)

清須げんき商品券発行事業

■問合せ 産業課(南館3階)

停滞する市内経済の活性化に向けた取組みとして、プレミアム率30%を上乗せした商品券を販売し、市内事業者への消費を喚起します。

事業概要 1世帯当たり、購入価格5,000円で6,500円分(500円×13枚)の商品券を2冊まで購入できるよう販売します。なお、購入場所は、市内郵便局とし、利用期間は、9月～令和3年2月の6カ月間です。

※詳細は、6ページの「清須げんき商品券を販売します」でご確認ください。

学習者用端末整備事業

■問合せ 学校教育課(南館1階)

児童生徒の学びを止めないため、全学年のタブレット端末を従前の計画を前倒して整備します。

併せて、家庭に通信環境のない児童生徒の支援のためのモバイルWi-Fiルーターと学校からの遠隔学習に対応するための録画用カメラ及びマイクを各校に整備します。

事業概要 小学1年生～中学3年生までの全児童生徒及び全教員用の学習者用タブレット端末を購入します。また、モバイルWi-Fiルーターを各校30台、録画用カメラ及びマイクを各校3台整備します。

児童福祉施設等包括支援事業

■問合せ 子育て支援課(北館2階)・学校教育課(南館1階)

児童福祉施設等における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービスが提供できるよう、感染症対策物品等を購入します。

事業概要 子ども用の不織布マスクや消毒液などを購入するとともに、各施設等に加湿空気清浄機を整備するなど、感染症対策を行います。

学校保健特別対策事業

■問合せ 学校教育課(南館1階)

再開後の学校教育を継続するため、感染症対策物品やスポットクーラーの購入など、感染症や熱中症対策を行いながら、児童生徒の学校活動を支援します。

事業概要 消毒液や清掃道具などを追加購入するなど、引き続き、注意を払いながら、学校における感染症対策を継続します。

また、配膳室にスポットクーラーを設置するなど、学校環境の熱中症対策に務めます。



新型コロナウイルス感染症拡大に伴う注意喚起

新型コロナウイルス感染症の第2波は、東京等から大都市圏域へと拡大し、愛知県においても、7月15日に16人の感染者を出して以降、急激に増加を続け、8月6日には、愛知県の緊急事態宣言が発令されました。

市民の皆さまにおかれましても、引き続き、「3つの密」(密集・密接・密閉)を避け、手洗い・マスクの着用など、「新しい生活様式」を取り入れた、感染防止対策に努めていただきますようご協力をお願いします。

新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」

COCOAとは、スマートフォンの近接通信機能(Bluetooth)を利用して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるシステムです。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。また、利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されています。

※詳しくは、厚生労働省ホームページでご確認ください。

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染した方々やご家族、治療にあたった医療関係者等に対して、不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷等があらはれてはなりません。

不確かな情報に惑わされて、人権侵害につながることをのまないよう、国や自治体が提供している正しい情報に基づき、冷静な行動をお願いします。

清須市家庭学習応援金の申請期限は9月30日(水)です

緊急事態宣言に基づく学校の臨時休業措置に伴い、在宅での学習を余儀なくされた小中学校、高等学校等に在籍している児童・生徒(※)の方に対し、家庭学習応援金(1人につき1万円)を支給します。

申請手続きがお済みでない**高等学校等に通う児童生徒の保護者の方は、市役所への申請手続きが必須です。9月30日(水)まで**をお願いします。

※対象となるのは、令和2年5月22日時点で清須市の住民基本台帳に記録されており、平成14年4月2日～平成26年4月1日に生まれた方です。

■問合せ 学校教育課(南館1階)

中小企業・小規模事業者のための経営相談

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している中小企業・小規模事業者の方を対象に、経営相談の専門家による事業者経営相談を無料で実施します。

持続化給付金や家賃支援給付金を含む公的支援制度を活用した資金繰りの相談はもちろんのこと、あらゆる経営課題をサポートします。

と き	9月2日(水)～令和3年2月28日(日)の毎週水曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※祝日、振替休日及び年末年始の休日を除きます。
と ころ	市消費生活センター(南館1階)
申込方法	事前に電話にてご予約をお取りください。 予約先:産業課商工観光係 ☎052-400-2911 ※中小企業支援施策の概要説明のみを希望する場合は、即時対応します。

■問合せ 産業課(南館3階)



国民健康保険税の減免に関するお知らせ ■問合せ 保険年金課(北館1階)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた方で、次の条件に該当する場合は、申請をしていただくことにより国民健康保険税の減免を受けることができます。

対象となる条件	①主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯 ②主たる生計維持者の事業収入等が前年と比べ3割以上減少する見込みの世帯 ※国・県から支給される各種給付金(持続化給付金など)については、収入等の計算に含めません。 ③主たる生計維持者が事業の廃止や失業(非自発的失業以外)をした場合
---------	--

国の見解が明確に示されたことにより、対象者の枠が広がりました。詳しくは、市ホームページ又は保険年金課国民健康保険係までお問い合わせください。

国民年金保険料の免除等に関するお知らせ ■問合せ 保険年金課(北館1階)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減収のため、国民年金保険料の納付が困難となった方に対して、保険料免除等の臨時特例措置が講じられています。

この度、臨時特例措置の期間拡充により、令和元年度分(令和2年2月～6月分)に引き続き、令和2年度分(令和2年7月～令和3年6月分)が対象となりました。

対象者	令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる被保険者
申請に必要なもの	①国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ②簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用) ※いずれも保険年金課窓口にあります。また、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。 ③年金手帳 ④印章(はんこ)(本人が署名する場合は不要です。) ⑤所得見込額を記入するための資料(本人が金額を把握している場合は不要です。)
申請窓口	市役所保険年金課又は年金事務所 ※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での申請をぜひご活用ください。

イベント等の中止・規模縮小のお知らせ

次の日程で開催を予定していましたイベント等は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民及び関係者の皆さまの安全を考慮し、**中止・開催規模を縮小**することを決定しました。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。 ※広報清須8月号と重複掲載のイベント等有り

イベント等名	日程	担当課	イベント等名	日程	担当課
市総合防災訓練 ※1	9月5日(土) 規模縮小	防災行政課(北館3階)	清洲城信長まつり・清須産業まつり	10月11日(日) 中止	産業課(南館3階)
河川環境美化活動 ※2	9月6日(日) 中止	生活環境課(北館2階)	りばーびあ土岐川・庄内川	10月18日(日) 中止	都市計画課(南館2階)
側溝一斉清掃活動		土木課(南館2階)	清洲体育祭・新川体育祭	10月25日(日) 中止	スポーツ課(南館1階)
市文化協会カラオケ発表会	9月13日(日) 中止	生涯学習課(南館1階)	市文化展	10月31日(土) 中止	生涯学習課(南館1階)
市敬老会 ※3	9月15日(火) 中止	高齢福祉課(北館1階)		11月1日(日) 中止	
市男女共同参画講演会	9月26日(土) 中止	生涯学習課(南館1階)	市芸能発表会	11月14日(土) 中止	
みずとびあ観月の夕べ		都市計画課(南館2階)		15日(日) 中止	
新川やると祭	10月3日(土) 中止	産業課(南館3階)	市食育まつり	11月29日(日) 中止	産業課(南館3階)
にしび体育祭・春日体育祭	10月4日(日) 中止	スポーツ課(南館1階)	2020秋清須ウォーク		スポーツ課(南館1階)

※1 職員のみで実施します。 ※2 町内清掃(環境美化)活動については、生活環境課へお問い合わせください。

※3 金婚式の祝賀行事のみ実施します。



新型コロナウイルス感染症対策

就労支援対策事業として会計年度任用職員を募集しています

申込要件	市内在住で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、次のいずれかに該当となった方が対象です。年齢・性別は問いません。 (1)企業等の採用内定が取消しになった方 (2)雇用主側の事情で解雇された方 ただし、地方公務員法第16条の欠格条項に該当している方は、任用しません。		
任用期間	令和3年3月31日まで (翌年度の任用はなし)	募集人数	5名
		勤務場所	市役所内の各課
職務内容	各所属における事務補助(窓口対応、書類作成)等		
勤務時間等	原則として、月～金曜日 午前8時30分～午後5時(休憩60分) ※配慮が必要な事情等がある方は、面接時にご相談ください。		
報酬等	時間給999円(別途、期末手当・交通費支給、社会保険加入有り)		
応募方法等	(1)以下の書類を郵送又は持参 ①履歴書(任意様式) ②申込要件を証明する書類(採用内定取消し通知や離職票等)の写し ③申立書 ※郵送の場合は、封筒の表面に「会計年度任用職員応募」と朱書きしてください。 (2)選考方法 書類及び面接により選考 ※応募順に選考を実施するため、定員に到達次第、締切りとします。		
郵送先・問合せ	清須市役所企画部人事秘書課(北館3階) 〒452-8569 清須市須ヶ口1238番地		

■開会時間
午前9時30分から

■問合せ
議事調査課(南館4階)

24日(木)	16日(水)	14日(月)	10日(木)	9日(水)	8日(火)	7日(月)	3日(木)	1日(火)	9月	開会日	
本会議(委員長報告、 討論、採決)	総務常任委員会	総務常任委員会	建設文教常任委員会	建設文教常任委員会	福祉常任委員会	福祉常任委員会	本会議(議案質疑)	本会議(一般質問)	本会議(一般質問)	本会議(一般質問)	会議等

本会議・委員会は傍聴できます。
ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用など十分なご配慮をお願いします。

9月議会定例会の日程

台風接近時の「ごみの回収」について

台風の接近に伴い、「暴風警報」が発令される場合がありますが、回収作業に影響を伴わない状況の場合は、**通常どおり**回収を行います。

ただし、風雨が強く、回収作業継続に危険が伴う場合については、一旦作業を中断し、天候の回復を待つて回収作業を再開します。

通常、ごみ(可燃、不燃、プラスチック及び粗大)は、指定日の午前8時までに排出していただいておりますが、風雨が強い時は、一旦排出を見合わせていただき、天候の回復を待つて排出してください。

なお、資源回収は、前日に回収容器の配布、準備をするため、台風の接近状況により**前日に回収中止の判断**を行います。ご理解とご協力をお願いします。

※「回収中止」となった場合は、次回(翌月)まで延期となります。

■問合せ 生活環境課(北館2階)

